

皇位継承に伴う宮中祭祀

山田 蓉

ただいま紹介いただきました山田でございます。

宮内庁掌典職の掌典として、五十五歳から十五年間、七十歳定年まで長いと言えば長く、宮中祭祀といった観点からすれば、ほんのわずかな期間ですが、陛下の近くで御奉仕できましたことを、非常に喜しく思っております。

さて、今日のお話しですが、御代替りにあたって、主として宮中祭祀といった点でお話しさせていただきます。

すでに御承知の通り、「退位に伴う特別法」によって、先帝陛下は譲位なされて上皇陛下となられました。四月三十日の段階で国事行為として「退位礼正殿の儀」が宮殿で執り行われ、退位に伴う諸儀式は終了して居ります。

退位に伴う諸儀式は、すでに三月十二日に行なわれた「賢所に退位及び其の期日奉告の儀」「皇霊殿・神殿に退位及び其の

期日奉告の儀」の宮中三殿への期日奉告の祭儀に始まり、同日御所で行われた「神宮・神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀」と続いた。此の儀場が即位礼・大嘗祭前の同様祭儀が、宮殿で行われるのに対し、御所で実施されることになったのは、譲位と言う明治以降の新例による簡略化なのかも知れません。

三月十五日には、前記の「勅使発遣の儀」を受けて、天皇のお使いである勅使は、伊勢の神宮に幣帛と称する供え物を奉じて、宮中三殿同様に報告の祭儀が行われました。

「神宮に奉幣の儀」の同日に「神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇陵に奉幣の儀」と称し、勅使は各御陵（山陵）に神宮同様の奉告の祭儀が行われました。

そして、三月二十六日には「神武天皇山陵に親謁の儀」をな

されてみえます。

四月に入りまして、十八日に「神宮に親閲の儀」、二十三日に「昭和天皇山陵に親謁の儀」（孝明天皇・明治・大正の各山陵御親拝は然るべき時期）となっていました。が、「神宮親謁の儀」は、色々と宮内庁では検討がなされたと思いますが、御即位後の新帝の「即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀」に對比して、平成二年十一月二十七・二十八日の御親謁時と同様に、陛下は御束帯（黄櫨染御袍）での御拝礼を簡略化して、モーニングによる洋装での御拝礼となりました。

譲位後の神宮親謁も新儀であると言えば新儀。即位礼及び大嘗祭後の新帝御親謁も『登極令』に制定されて以後のことであり、大正大礼に始まった儀と言えます。

四月三十日「退位礼当日賢所大前の儀」「退位礼当日皇霊殿・神殿に奉告の儀」が、午前十時に宮中三殿で執り行われ、そして国事行為としての「退位礼正殿の儀」が、夕刻五時に宮殿松の間に於て、陛下最後の儀式として三権の長をはじめ約三百人の参列を得て開催されました。

譲位という形で行なわれた皇位継承は光格天皇まで約二百年前の事で、『登極令』制定後の皇位継承儀式は、崩御が前提で儀式化されていた為に、光格天皇の皇位継承儀式を参考に、退位と踐祚・改元の儀式を同日実施する必要がある為に、「退位礼正殿の儀」を前記の通り四月三十日夕刻に、引続き五月一日

午前十時半国事行為としての「剣璽等承継の儀」が宮殿に於て執行され、同時刻に踐祚に伴う「賢所の儀」同「皇霊殿・神殿に奉告の儀」が宮中三殿で掌典長以下により奉仕されました。

『登極令』をうけての大正・昭和・平成の各天皇は、崩御をうけての踐祚である為に先例通り、新帝服喪の関係で、自ら三殿での踐祚奉告の祭儀を執り行う事不可能である為に、掌典長をして奉告せしめる旨の次第を設けた。よって、今度は其の後の国事行為「即位後朝見の儀」十一時、等の儀式も検討され、元来同日の執り行われる皇位継承儀式が極めてタイトになる為に、先例もあり、祭儀のみは掌典代行と言う事になったのではないかと存じます。

五月一日非常に御多忙な中での踐祚・改元関係の儀式又祭儀が執行された後、一般参賀後いよいよ五月八日から即位礼・大嘗祭関係前儀が始まる訳です。

退位関係の諸議を受けて、即位礼・大嘗祭関係を「大礼」との名称が付されている関係もあり、五月からの諸儀を大礼関係諸儀と称し、以下記すことにします。

先ず五月八日には、「賢所に期日奉告の儀」が賢所で、引続き「皇霊殿・神殿に期日奉告の儀」が皇霊殿・神殿で執り行われる。「即位礼正殿の儀」「大嘗祭の儀」の行われる期日を定められたことにより、これを先ず、賢所に、そして皇霊殿・神殿に新帝御親ら奉告される儀式で、賢所で御告文を奏され、拝礼

される初めての御事である。

此の祭儀終了後、直に宮殿に於て、「神宮・神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇陵に勅使発遣の儀」が行われました。

さらに発遣の儀を受けて、勅使は、神宮ならびに対象の天皇陵へと参向し、五月十日にそれぞれ幣帛を献り（奉幣）、期日奉告の祭儀を執り行われた訳です。

そして大嘗祭最初の重儀である、「齋田点定の儀」が五月十三日に、宮中三殿の神殿に於て行なわれました。これも勅使発遣の儀と共にテレビで放映されましたから、御承知の事と存じます。

平成大礼時、此の「齋田点定の儀」について、その実施方法で前例を参酌するも、改めるべきものは改めて実施された経緯もあり、今度も色々と検討するも、前例通りの方法で実施する事になり、十三日午前八時三十分よりの神殿での祭事終了後、掌典長は卜者役掌典、灼手役掌典、合図役掌典を率い神殿を降り、東幄舎に入る。次に宮内庁長官が卜串を納めた柳筥を捧持した大礼委員会幹事を従え幄舎に入り、傍の案上に置く。そして、掌典の合図により、大礼委員会幹事は長官よりその柳筥を受け、掌典長に進める。掌典長はそれを卜者役掌典に授け、掌典長以下、役の三名の掌典が神殿前庭に設営の齋舎内に入り、掌典長の命により亀卜のことが古例により行われた。それが終

って、掌典長以下東幄舎に復し、点検結果を記した卜串を納めた柳筥を、宮内庁長官に伝え、長官以下は退下。其の後、掌典長以下再び神殿に参入し、神饌を撤して此の儀は終わりました。

その後、宮内庁より、大嘗祭悠紀齋田は栃木県、主基齋田は京都府と発表があり一連の神事・行事は終了した訳です。

さて、明治四十一年の九月十八日公布（皇室令第一号）の『皇室祭祀令』二十六条は、一部の戦後改廃を経て、新しい祭祀令が出来るまで、当分の間の処置として今日に継承されているが、一月元旦の「歳旦祭」を始めとして、十二月三十一日の「節折」「大祓」に至る数多くの祭典が継承され、斎行されている。

此の恒例祭儀の中で、神殿一殿のみに限定された祭儀は無い。三殿共通の祭儀は、毎月の旬祭の他、一月元旦の歳旦祭、三日元始祭、二月十七日祈年祭、十二月二十三日天長祭の四儀。一方皇霊殿一殿に限る祭儀は、年中恒例祭で最も多い六儀あり、これに式年祭を加えるとさらに増加する年もある。しかし、賢所一殿に限る祭儀は十月十七日神嘗祭賢所の儀と、十二月中旬の賢所御神楽の二儀だけである。

さて、この臨時祭である「大嘗祭」中、数多くの祭儀が執り行われる中、神殿に限定する祭儀は、この「齋田点定の儀」に限られる事に注目してみたい。

先ず、宮中三殿の中の神殿の御鎮座の歴史について触れなけ

ればならない。

宮中三殿は、賢所の他に、向って左に皇霊殿、そして右に神殿の二殿が鎮座する。此の二殿の御殿と、賢所の御鎮座は全く異り、賢所の鎮座は、宮中祭祀の歴史から言うと、古代に遡ると言うことができる。

しかし、皇霊殿と神殿は、賢所とその歴史と趣きを異にしている。

現在の地に御鎮座になったのは、両殿共に明治になってからである。もちろん、東京遷都後に神祇官神殿に奉斎されていた、皇霊（歴代天皇霊）と、神霊（八神並びに天神地祇）は、明治四年八月に神祇官改め神祇省の神殿奉斎の皇霊を九月三十日賢所に御同座として、取り敢えず遷座され、次に明治五年三月十八日に神祇省神殿に奉斎の神霊を賢所の砂拝殿へと遷座した。

明治六年皇居火災に伴い、賢所・皇霊殿・神殿共に赤坂仮御所内に還座。明治二十二年一月九日現在地に三殿様式として還座されることとなった。

彼様に宮中神殿は、先に記した通り、明治五年十一月二十七日、神祇省八神・天神地祇両座を合祀して一座とし神殿と改称したもので、明治二年十二月十七日に、当時の神祇官神殿（此時の神祇官庁は現宮城馬場先門内大名屋敷内元老中板倉伊賀守勝清旧役宅）では中央―八神、東座―天神地祇、西座―代々の

御皇霊が祀られていたことが鎮祭の勅からして知る事が出来るが、八神の奉斎は四年九月宮中遷座の勅からして、天皇の思召しによる事が拝察できる。

宮中三殿の神殿について、その変遷を少し述べたが、神殿祭神の八神についても「大嘗祭」と縁の深い神として其の関連性を述べる必要がある。

中世以降明らかなることは不明であるが、京都神祇伯白川家に、また神楽岡吉田家斎場に、また有栖川宮旧邸内に鎮座の八神を、神祇省八神殿に奉遷するよう仰せられたことをうけ、翌五年正月十七日に奉遷した。

明治の大嘗祭は、四年三月二十五日に東京で行う事が布告され、五月十三日大嘗宮予定地吹上御苑が確定し、さらに二十一日神祇官に於て国郡卜定の儀が行なわれている。

『明治天皇紀』には「是の日、神祇官神庭上神楽舎に卜庭の二神（太祝詞神・久慈真知神）を祭りて之れが卜定の儀を行ふ」と記されている。

当然八神殿奉斎前の神籬祭祀による卜庭二神による卜定の祭儀であったと推察されるが、古く平安期の神祇官鎮座の神名を見ると、『延喜式』神名帳の宮中神三十六座を見るに、「神祇官の西院に坐す御巫等の祭る神二十三座」として、御巫みかんをの祭る神八座を記す。

かみむすびのかみ
神産日神 高御産日神 玉積産日神 生産日神
たるむすびのかみ おおみやのめのかみ ことしるぬしのかみ
足産日神 大宮賣神 御食津神 事代主神

そもそも神祇官は大内裏図を見ると、大内裏の南、太政官の東、宮内省のさらに東南に位置し、郁芳門の南掖にある。東院と西院に分れ、西院（齋院）の構内に八神殿が庭上に三基の鳥居を要し、東面して鎮座していた様子がうかがえる。

応仁の乱後朝廷の式微は甚だしく、神祇官庁も廃頓してしまい、慶長十四年吉田神社の齋場をもって神祇官代とせられ明治に入り、先に記した通り、神祇官再興に当り、神祇官祭祀である元来の八神を加えて旧来の伝統的皇室祭祀へと進む事になったと言える。

明治の神祇官神殿の八神が、宮中神殿へと遷座された歴史は大きな意味を持つと思われる。即ち古代神祇官西院の前庭に鎮座の八神は、大嘗祭鎮魂、卜兆の事にも深い係りを持ち、当然大嘗祭における齋田点定における亀卜とも深い係りを持って今日に至ったと思われる。

先に『明治天皇紀』に所載の、明治四年五月の「大嘗会悠紀・主基卜定の儀」に、

大嘗会悠紀・主基の国郡は、古来機内近国を選びて卜定するを例とす、是れ京都に近きを以てなり、然るに今次の大

嘗祭は、之れを東京に於て行はせらるるに由り、悠紀を甲斐国巨摩郡若しくは同国山梨郡、主基を安房国長狭郡若しくは同国平群郡と予定し、是の日神祇官神殿庭上神楽舎に卜庭の二神（太祝神・久慈真知神）を祭りて之れが卜定の儀を行ふ

と記されている。

また『太政官日誌』に当日の次第、「神降」の前に「次大臣辨を召両国郡名ノ封書（管入）ヲ授ケ卜定ヲ命ス」とあることから、太政官辨をして、悠紀・主基両国名の卜封書（管入）をもって、神祇官に卜定を命じたことが知れる。この事より、今度の「齋田点定の儀」における神殿前庭における宮内庁長官の役務が、明治大嘗祭の辨役である事が想定される。

古代の一代一度の大嘗祭と、毎年恒例の新嘗祭が区分され、制度として確立するのは、平城天皇の時と言われる。

『養老神祇令』には、「およそ大嘗は、毎世一年国司行事し、以外は毎年所司（中央官庁の神祇官）行事せよ」と規定し、新嘗祭との区別をしている。大嘗祭が新嘗祭と大きく異なるのは、国司が関与するか否かであった。大嘗祭においては畿外の国郡が二つ卜定されている。この国郡は神祇官人が亀甲を焼き、ひび割れの入り方で吉凶を占う「亀卜」によって行われる。

大嘗祭で選ばれた二国は「悠紀国」「主基国」と呼ばれ、神に奉る新穀だけでなく、大嘗祭の運営費もまかなう定めであった。

卜定による二国は、それぞれ「拔穂の儀」による新穀の収納場所である「稲実殿」、そして大嘗宮が造営されるまでの「北野斎場」、さらに大嘗宮用材の伐採まで、国郡が負担する用務は計り知れないものがあつた。特に両国より北野斎場、さらに大嘗宮までの神饌行列には優に国郡関係者五千人を超える人々の「標山」行列であつたと言う。その為平安中期宇多天皇の大嘗祭以降遠国の斎田卜定から、悠紀国は近江一国、主基国は丹波・備中に固定化し、郡のみを卜定することになり、明治に至つた。

其の最大の要因は律令制の崩壊によると言われ、荘園などの私有地が拡大し、国税の税収が激減し、大嘗祭を挙行する費用の工面が困難になつたことにある。大嘗祭に要する経費は律令制下では悠紀・主基両国がそれぞれ正税から稲一万束を供出し、都への運搬夫として三百人を徴発するなど取り決めがあつたが、淳和天皇大嘗祭時には実際には両国共に十五万束もの費用を要し政府は両国にたびたび免税措置や、運搬夫の道中食費を支給したり、その負担は一通りでなかつた様である。

その為大嘗祭が行なわれる毎に「行事所」を立ち上げ、全国の国司に必要な課税をしたりするなどの方策を実施したが、こ

れも十世紀になると、その資金繰りも困難となり、十五世紀に入ると、京の治安も極度の悪化により、後柏原天皇より、中御門天皇に至る約二百年間は、恒例の宮中祭はもちろん、大嘗祭そのものの執行が不可能となつた。

話を元に戻すが、先に記した通り平安時代中期には、斎田国郡卜定の事に関し、『中右記』に「往古八国郡共二卜定スト雖寛平以後国仰被之後唯郡卜定所也」とあり、宇多天皇以後の卜定は単に斎郡を卜定する事になり明治に及んでいる。

因に国史に見える大嘗祭悠紀・主基の国郡を見てみよう。

- ・ 仁明天皇 悠紀 近江国高嶋郡
- 『続日本紀』 主基 備中国下道郡
- ・ 清和天皇 悠紀 参河国幡豆郡
- 『三代実録』 主基 美作国英多郡
- ・ 陽成天皇 悠紀 美濃国席田郡
- 『三代実録』 主基 備中国都宇郡
- ・ 光孝天皇 悠紀 伊勢国員辨郡
- 『三代実録』 主基 備前国和气郡
- ・ 醍醐天皇 悠紀 近江国依智郡
- 『日本紀略』 主基 丹波国多紀郡
- ・ 村上天皇 悠紀 近江国神崎郡
- 『大嘗会御禊部類機』 主基 備中国下道郡

- ・冷泉天皇 悠紀 || 近江国野洲郡
『日本紀略』 主基 || 播磨国飭磨郡
 - ・花山天皇 悠紀 || 近江国高島郡
『歴代編年集成』 主基 || 丹波国天田郡
 - ・一条天皇 悠紀 || 近江国野洲郡
『日本紀略』 主基 || 備中国下道郡
 - ・三条天皇 悠紀 || 近江国坂田郡
『日本紀略』 主基 || 丹波国矢田郡
 - ・後三条天皇 悠紀 || 近江国愛智郡
『扶桑略記』 主基 || 備中国英賀郡
 - ・近衛天皇 悠紀 || 近江国野洲郡
『本朝世紀』 主基 || 丹波国水上郡
 - ・高倉天皇 悠紀 || 近江国甲賀郡
『兵範記』 主基 || 備中国賀夜郡
 - ・安徳天皇 悠紀 || 近江国野洲郡
『歴代編年集成』 主基 || 丹波国水上郡
 - ・後鳥羽天皇 悠紀 || 近江国甲賀郡
『百鍊抄』 主基 || 丹波国多紀郡
 - ・後堀河天皇 悠紀 || 近江国野洲郡
『承久三年四年日次記』 主基 || 備中国下道郡
 - ・四条天皇 悠紀 || 近江国坂田郡
『百鍊抄』 主基 || 丹波国水上郡
-
- 延引に依り 悠紀 || 近江国愛智郡
主基 || 丹波国多紀郡
 - ・後嵯峨天皇 悠紀 || 近江国野洲郡
『百鍊抄』 主基 || 備中国下道郡
 - ・後宇多天皇 悠紀 || 近江国甲賀郡
『文永代始公事抄』 主基 || 丹波国多紀郡
 - ・伏見天皇 悠紀 || 近江国甲賀郡
『歴代編年集成』 主基 || 備中国英賀郡
 - ・後伏見天皇 悠紀 || 近江国甲賀郡
『歴代編年集成』 主基 || 丹波国水上郡
 - ・後二条天皇 悠紀 || 近江国野洲郡
『正安三年御即位記』 主基 || 備中国英賀郡
 - ・称光天皇 悠紀 || 近江国野洲郡
『経嗣公記』 主基 || 備中国下道郡
 - ・後花園天皇 悠紀 || 近江国野洲郡
『薩戒記』 主基 || 丹波国多紀郡
 - ・後土御門天皇 悠紀 || 近江国坂田郡
『後法興院記』 主基 || 備中国下道郡
 - ・東山天皇 悠紀 || 近江国滋賀郡
『季連宿禰記』 主基 || 丹波国桑田郡
 - ・櫻町天皇 悠紀 || 近江国滋賀郡
『八槐記』 主基 || 丹波国桑田郡

- ・桃園天皇 悠紀 近江国滋賀郡、蒲生郡
- 『八槐記』 主基 丹波国桑田郡、水上郡
- ・後桜町天皇 悠紀 近江国滋賀郡
- 『八槐記』 主基 丹波国船井郡
- ・後桃園天皇 悠紀 近江国甲賀郡
- 『八槐記』 主基 丹波国船井郡
- ・光格天皇 悠紀 近江国甲賀郡
- 『禁裏執次詰所日記』 主基 丹波国水上郡
- ・仁孝天皇 悠紀 近江国滋賀郡
- 『禁裏執次詰所日記』 主基 丹波国桑田郡
- ・孝明天皇 悠紀 近江国滋賀郡、甲賀郡ヨリト食ハ甲賀郡
- 『吉田家日記』 主基 丹波国桑田郡、船井郡ヨリト食ハ桑田郡
- ・明治天皇 悠紀 甲斐国巨摩郡、山梨郡ヨリト食ハ巨摩郡
- 『太政官日誌』 主基 安房国長狭郡、平群郡ヨリト食ハ長狭郡

以上「齋田点定の儀」を中心に、宮中八神と宮中祭の事に触れてきたが、御代替りの祭儀と共に年中恒例の祭儀の中に、八神と深い係りのある祭儀がある。

それは、新嘗祭前日十一月二十二日夕刻の「鎮魂の儀」である。

此の祭儀は『神祇令』にも見られる古い祭儀であることは確かだ。『先代旧事本紀』にその由来・方法をも記す。

その意義は「みたましずめ」「たまふり」の両観念が存在する。古来、重要な祭祀の前に御魂を本来にして願う祭祀、鎮魂祭を行ったもので、明治四年十月制定の『四時祭典定則』では、中祭として「鎮魂祭十一月廿一日」とあり、『皇室祭祀令』新嘗祭条附式に「新嘗祭前一日鎮魂ノ儀」と題し、「其ノ儀御衣振動及絲結ノ式ヲ行フ」とある様にその儀式内容を具体的に記す。

近世京都御所では小御所を祭場とされたが、現在は綾綺殿に祭場を設け、御所・東宮御所より御玉緒をうけて、夕刻五時より『延喜式』に記す通り宮中八神・大直神の降神のもと、「絲結び」、「御衣振動」の諸議が行なわれるのである。

当度の大嘗祭においても、此の祭儀も「大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭」と共に「大嘗祭前一日鎮魂の儀」として、新嘗祭同様に綾綺殿を装飾して行われる。

即位礼・大嘗祭関係の諸儀が、これから数多く執り行なわれる事になるが、時間の関係上、名称のみでお許しただきたい。

(大嘗宮地鎮祭)

皇居東御苑

（斎田拔穂前一日大祓） 斎田地

・斎田拔穂の儀 斎田

（悠紀・主基両地方新穀納） 皇居

〈即位礼関係〉

・即位礼当日賢所大前の儀 賢所

皇霊殿・神殿に奉告の儀 皇霊殿・神殿

・即位礼正殿の儀 宮殿

・祝賀御列の儀 宮殿・赤坂御所

・饗宴 宮殿

・内閣総理大臣主催晩餐会 都内

・一般参賀 宮殿東庭

〈大嘗祭関係〉

・神宮に勅使発遣の儀 宮殿

（大嘗祭前二日御禊） 皇居

（大嘗祭前二日大祓） 皇居

・大嘗祭前一日鎮魂の儀 皇居

（大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭） 皇居東御苑

・大嘗祭当日神宮に奉幣の儀 神宮

・大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀 賢所

皇霊殿・神殿に奉告の儀 皇霊殿・神殿

・大嘗宮の儀 大嘗宮

悠紀殿供饌の儀

主基殿供饌の儀

（大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭） 皇居東御苑

・大饗の儀 宮殿

〈即位礼・大嘗祭後関係〉

・即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀 神宮

・即位礼及び大嘗祭後神武天皇及び昭和天皇以前四代天皇

山陵に親謁の儀 各山陵

・茶会 京都御所

・即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀 賢所

皇霊殿・神殿に親謁の儀 皇霊殿・神殿

・即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽 賢所

（大嘗祭後大嘗宮地鎮祭） 東御苑

年中恒例の皇室祭祀は、別添「主要祭儀一覧」で示す通りであり、今度の讓位・改元・即位礼・大嘗祭関係の諸儀は臨時の儀式であり、年中恒例の皇室祭祀はこれら臨時の儀式が行われる中でも、その折々に定められた通り、変わることなく斎行されていることは当然である。

これら宮中における皇位継承に伴う臨時の儀式は、必ず最初にその儀式の内容と期日を皇祖神天照大神（賢所）・神武天皇以下皇霊（皇霊殿）・宮中八神以下天神地祇（神殿）に奉告する事に始まり、それぞれ伊勢の神宮並びに初代神武天皇御陵・

先帝陵へその旨を奉告する勅使の参向を主たる儀式内容に構成されている。

賢所は神器の継承と一体の御存在であり、順徳天皇の『禁秘抄』冒頭に記された「凡禁中作法。先神事。後他事。」に由来するものである。

また神宮は同じく『禁秘抄』に記されている通り「如神宮奉仰為伊勢御代官被留置也。神事次第同伊勢。」として、伊勢と賢所の神事次第は同じである事を記す。

さらに、『皇室祭祀令』における皇霊祭祀は、初代神武天皇と先帝の祖霊祭祀を他の天皇祭祀と区別し「大祭」に位置づける大きな特徴を有している事を挙げておきたい。

(附) ※参照 皇位継承の諸儀・祭儀・祭典一覧(本文所載)

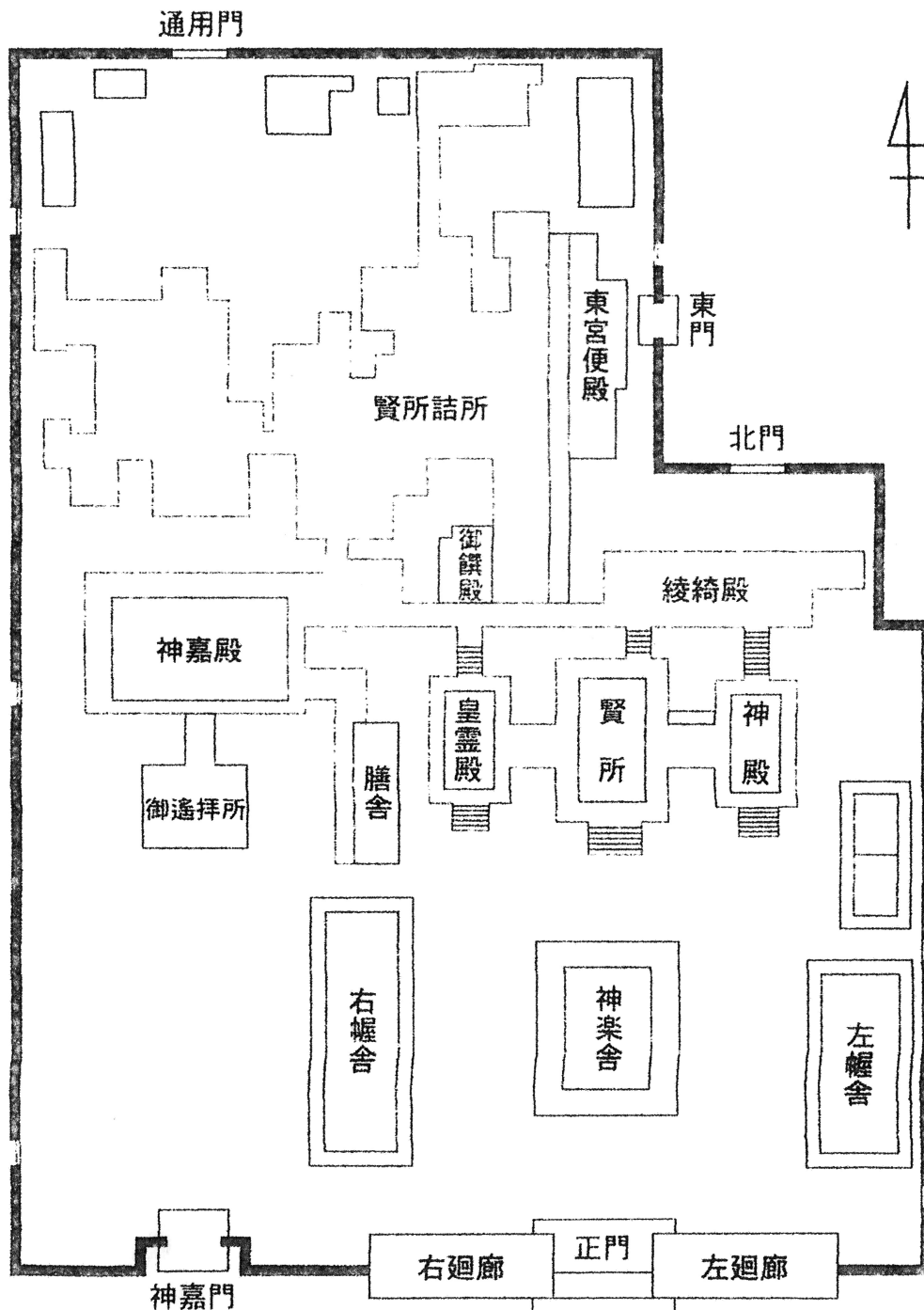
・ 主要祭儀一覧

・ 宮中三殿平面図

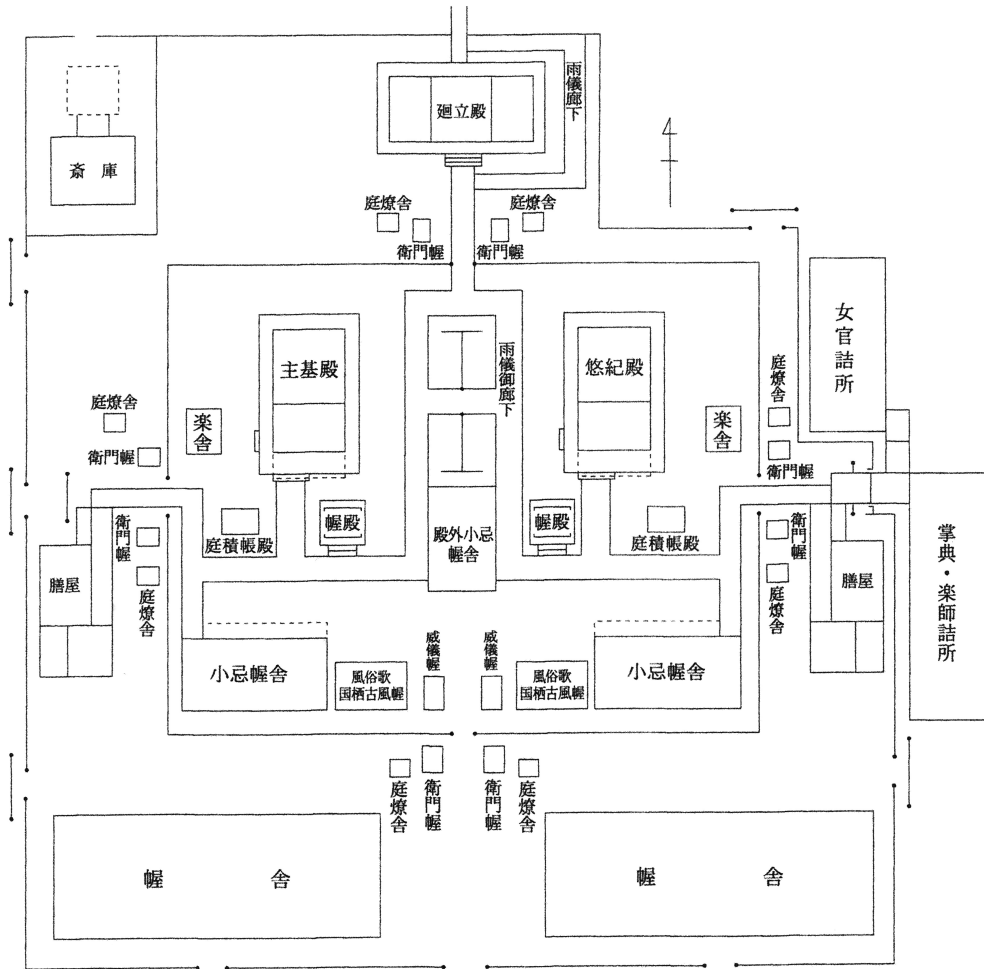
・ 大嘗宮建物配置図

宮中祭祀 主要祭儀一覧

月 日	祭 儀	内 容
1月1日	四方拝	早朝に天皇陛下が神嘉殿南庭で伊勢の神宮、山陵および四方の神々をご遙拝になる年中最初の行事
	歳旦祭	小祭 早朝に三殿で行われる年始の祭典
1月3日	元始祭	大祭 年始に当たって皇位の大本と由来とを祝し、国家国民の繁栄を三殿で祈られる祭典
1月4日	奏事始	掌典長が年始に当たって、伊勢の神宮および宮中の祭事のことを天皇陛下に申し上げる行事
1月7日	昭和天皇祭	大祭 昭和天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある）。夜は御神楽がある。
1月30日	孝明天皇例祭	小祭 孝明天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある）
2月17日	祈年祭	小祭 三殿で行われる年穀豊穰祈願の祭典
2月23日	天長祭	小祭 天皇陛下のお誕生日を祝して三殿で行われる祭典
春分の日	春季皇霊祭	大祭 春分の日に皇霊殿で行われるご先祖祭
	春季神殿祭	大祭 春分の日に神殿で行われる神恩感謝の祭典
4月3日	神武天皇祭	大祭 神武天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある）
	皇霊殿御神楽	神武天皇祭の夜、特に御神楽を奉奏して神霊をなごめる祭典
6月30日	節折	天皇陛下のために行われるお祓いの行事
	大祓	神嘉殿の前で、皇族をはじめ国民のために行われるお祓いの行事
7月30日	明治天皇例祭	小祭 明治天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある）
秋分の日	秋季皇霊祭	大祭 秋分の日に皇霊殿で行われるご先祖祭
	秋季神殿祭	大祭 秋分の日に神殿で行われる神恩感謝の祭典
10月17日	神嘗祭	大祭 賢所に新穀をお供えになる神恩感謝の祭典。この朝天皇陛下は神嘉殿において伊勢の神宮をご遙拝になる。
11月23日	新嘗祭	大祭 天皇陛下が、神嘉殿において新穀を皇祖はじめ神々にお供えになって、神恩を感謝された後、陛下自らもお召し上がりになる祭典。宮中恒例祭典の中の最も重要なもの。天皇陛下自らご栽培になった新穀もお供えになる。
12月中旬	賢所御神楽	小祭 夕刻から賢所に御神楽を奉奏して神霊をなごめる祭典
12月25日	大正天皇例祭	小祭 大正天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある）
12月31日	節折	天皇陛下のために行われるお祓いの行事
	大祓	神嘉殿の前で、皇族をはじめ国民のために行われるお祓いの行事
毎月1・11・21日	旬祭	三殿を通じて行われる奉謝と祈願の祭典。毎月1日は天皇陛下の親拝がある。
毎日	毎朝御代拝	毎朝、侍従による代拝
式年祭		
崩御日に相当する日	先帝以前三代の式年祭	大祭 5年、10年、20年、30年、40年、50年、100年、以後100年ごとに皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある）
	皇后の式年祭	大祭 同上
	皇妣たる皇后の式年祭	大祭 同上
	緩靖天皇以下先帝以前四代に至る歴代天皇の式年祭	小祭 同上



宮中三殿平面図



大嘗宮建物配置図

